

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	大町町では、地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には、 ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録や廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④口座振替やコンビニ納付などの方法により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免
③システムの名称	1. Acrocity軽自動車税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	≪情報照会の根拠≫番号法第19条7号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条 ≪情報提供の根拠≫ ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課税務係
②所属長	町民課長 西森明広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課税務係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]